令和6年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会 廃棄物の適正処理に係る周知啓発業務委託 企画提案実施要綱

1 事業名

令和6年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会 廃棄物の適正処理 に係る周知啓発業務委託

2 目的

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市 及び相模原市)首脳会議に所属する九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会(以下「委託 者」という。)が設置する九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会(以下「適 正処理部会」という。)は、廃棄物の適正処理に関する事業を実施している。

令和6年度は、適正処理部会の取組である「低濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物」及び「小型充電式電池」について、域内*住民及び域内事業者に対し、処分期限等について広告(ポスター等)掲出により広く周知することで「廃棄物の適正処理」を推進することを目的として活動を行う。

※「域内」とは、九都県市の構成自治体である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横 浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。

3 業務概要

(1) 業務内容

「令和6年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会 廃棄物の適正 処理に係る周知啓発業務委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(3) 事業費限度額

7,000,00円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(4) 事業の対象

域内住民及び域内事業者

4 受注者の選定方法

公募型プロポーザル方式

5 応募資格

- (1) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。又はこれらを調達することができること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 本事業の実施にあたって、委託者等との連絡調整や打合せに迅速かつ適切に対応できること。
- (4) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市のいずれかの入札参加資格を有していること。また、本プロポーザルの周知(通知)日から契約締結までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市から入札参加停止・除外の措置を受けている期間がない者であること。

6 応募書類等の交付

(1) 交付方法

「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」ウェブサイトからダウンロードすること。 URL: https://www.re-square.jp/

(2) 交付期間

令和6年5月10日(金)午前10時から5月16日(木)午後5時まで

7 本件に関する説明会

本件に関する説明会は開催しない。本件の内容に関する質問がある場合については、「10 質問及び回答」参照。

8 本件への参加意思の表明

本件に参加する事業者は、以下のとおり参加意向申出書を提出すること。

(1) 提出書類

参加意向申出書

(2) 提出期間

令和6年5月10日(金)から5月16日(木)午後5時必着 ※持参の場合、平日午前9時から午後5時まで受付

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

「16 事業担当 (問合せ先及び提出先)」参照

9 提案資格の通知

「5 応募資格」の(1)から(4)の応募資格を満たすか確認のうえ、参加意向申出書を提出した者に提案資格の確認結果を通知する。

(1) 通知日

令和6年5月23日(木)までに通知する。

(2) 通知方法

電子メールにより通知書を送付する。

10 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問を行うことができる。なお、質問に際しては、以下の事項を遵守すること。

(1) 受付期間

令和6年5月23日(木)から5月30日(木)午後5時必着

(2) 質問方法

質問書に記載し、電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

※電子メール以外の方法による質問には回答しない。

※受付期間外の質問には回答しない。

(3) 提出先

「16 事業担当(問合せ先及び提出先)」参照

(4) 回答方法

質問の内容及び回答は、令和6年6月6日(木)までに「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」のウェブサイト(https://www.re-square.jp/)に掲載する。なお、質問者の名称は非公開とする。

11 企画提案内容

別紙「令和6年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会 廃棄物の適 正処理に係る周知啓発業務委託仕様書」の内容を十分に踏まえ、以下の業務について企画 提案をすること。

- (1)低濃度 P C B 廃棄物の期限内処理に係る周知啓発用広告(ポスター等)のデザイン
- (2) 低濃度 P C B 廃棄物の期限内処理に係る周知啓発用広告の掲出場所及びその選定理由
- (3) 小型充電式電池の適正処理に係るリーフレット及びポスターの作成デザイン
- (4)事業報告書様式

12 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画概要書 ※「11 企画提案内容」を簡潔に1枚にまとめたもの
 - イ 企画提案書
 - (ア)「11 企画提案内容」の(1)から(4)について、企画の趣旨及び具体的な事業内容 を説明したもの
 - (1) 業務実施体制(組織体制、実施責任者、担当者)
 - ウ 経費見積書

経費区分(人件費、事業費、一般管理費、消費税及び地方消費税の総額)ごとに、所要経費を積算すること(各経費の算出根拠も併せて明記。また、広告掲出費用については、九都県市毎の内訳を記載すること。)

- 工 添付書類
 - (ア) 提案者の概要説明書 (パンフレット可)

窓口担当者の氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等を含む

(1) 事業実績説明書

類似事業実績、自治体委託業務実績等について、年度、件名、内容などを簡潔にまとめたもの

(2) 提出部数

正本1部、副本1部及び電子データー式

※電子データのファイル形式は PDF とし、ファイルサイズが 3 MB を超える場合は、1ファイルを 3 MB 以内として、順番に先頭に数字を付した文書名とすること。

(例:01_企画提案書(正)、02_企画提案書(正))

また、ファイルサイズ全体が過大とならないよう配慮すること。

(3) 規格

ア 企画提案書等は、全体でA4判30頁以内で提出すること。

イ 使用する文字サイズは 12 ポイントとすること。図表については制限を設けないが、見やすいものとなるよう留意すること。

- ウ 正本のみ表紙に法人名を記載し、副本については委託者が別途指定する「管理用 アルファベット」を法人名の代わりに記載すること。また、添付資料に法人名が記載される場合についても同様とする。
- (4) 提出期間

令和6年5月31日(金)から6月14日(金)午後5時必着 ※持参の場合、平日午前9時から午後5時まで受付

(5) 提出方法

持参、郵便又は宅配便

※電子メール、ファックスは不可

(6) 提出先

「16 事業担当(問合せ先及び提出先)」参照

13 委託先の選定及び委託契約の締結

(1) 審査方法

公募締め切り後、提案者からの提出書類により、審査を実施する。

委託先は、「(2)審査基準」を基に企画提案書の内容、履行体制及び業務実績等を総合的に判断し、各都県市が審査する。各都県市の審査結果を集計し、最上位に順位付けした都県市の数が最も多い者を委託業者として決定する。同点の場合は、低廉な見積額を提示した事業者を選定する。また、見積額も同額であった場合、事業担当自治体の合計点数が高い者を第1位として選定する。

なお、全ての審査が終了するまでは、他の審査自治体に提案者名を公表しない。また、 審査経過等に関する問合せには応じない。

(2) 審査基準

令和6年度 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会 廃棄物の適正処理に係る周知啓発業務 委託業者選定評価書				
項目			評価のポイント	配点
履行体制及び	履行体制		業務の専門性と見合った人員体制が組まれているか。	5
業務実績等	業務実績		業務内容に精通している知識、経験があると考えられるか。	5
(配点15点)	経費見積の適切性		業務に見合った内容で、適切に経費が見積もられているか。	5
	広告の作成	デザイン	事業の趣旨が伝わりやすいレイアウト・デザインであるか。	5
	【低濃度PCB】	効果	事業の認知度向上や域内住民等の行動促進に効果的な内容であるか。	5
	広告の掲示場所	埼玉県	事業を効果的に広く周知・広報できる場所であるか。	5
	【低濃度PCB】	千葉県	II	5
		東京都	II .	5
業務内容		神奈川県	II .	5
の妥当性		横浜市	II .	5
(配点85点)		川崎市	II	5
		千葉市	II .	5
		さいたま市	II	5
		相模原市	II .	5
	ポスターの作成	デザイン	事業の趣旨が伝わりやすいレイアウト・デザインであるか。	5
	【低濃度PCB】	効果	事業の認知度向上や域内住民等の行動促進に効果的な内容であるか。	5
	リーフレット・ポスターの作成	デザイン	一目で概要が認識でき、閲覧者の目を引くデザインであるか。	10
	【小型充電式電池】	効果	事業の認知度向上や域内住民等の行動促進に繋がる内容であるか。	10
総合得点				100

(3) 審査結果の連絡

審査結果は、すべての提案者に対して通知する。

(4) 契約の締結

審査結果の通知後、委託者と本事業に係る委託契約締結の手続を行う。 なお、受託者選定後、提案内容は委託者受託者協議の上、変更できるものとする。

14 辞退届

参加意向申出書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - 辞退届
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先

「16 事業担当 (問合せ先及び提出先)」参照

15 その他

(1) 著作権等

ア 本事業にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者 の費用をもって処理すること。 イ 啓発ツールのデザイン、標語等は令和6年度以降も委託者が利用できる権利を有 するものとする。

(2) 費用の負担 企画提案書作成に生じた経費等、応募に関する費用はすべて提案者の負担とする。

(3) 応募書類の取扱い 提出された書類は、本事業に係る目的以外には使用しない。なお、提案者へ返却しない。

16 事業担当 (問合せ先及び提出先)

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局 (千葉県環境生活部廃棄物指導課)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電 話 043-223-2757

E-Mail haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp